

□ 利用に関する留意事項

1 利用方法

全国の各共済組合が運営する宿泊施設を利用する際に共済組合施設利用証を提示してください。原則、元組合員とその家族（元組合員の同一世帯に属する三親等内の親族）について、組合員料金（割引料金）で利用することができます。

※組合員料金を設定していない施設や、施設によって家族の適用範囲が異なりますので、詳細については、利用される前に必ず施設にお問い合わせください。

2 共済組合施設利用証への名前等の記入

共済組合施設利用証へ元所属所名、名前、住所及び家族名前を必ずご記入ください。

3 任意継続組合員等の場合

退職後に任意継続組合員又は再任用により引続き組合員である方（これらの被扶養者を含み、以下「任意継続組合員等」といいます。）については、共済組合施設利用証ではなく、「宿泊利用助成券」をご利用ください。宿泊利用助成券を施設に提出することにより組合員料金から1人1泊2,000円の助成金額が差し引かれます。

被扶養者となっていない家族及び任意継続組合員等がその資格を喪失した後については、宿泊利用助成券は利用できませんので、共済組合施設利用証を提示し組合員料金の適用を受けてください。

※任意継続組合員及びその被扶養者の方は共済組合福祉課（082-545-8886）へ、再任用により引続き組合員である方及びその被扶養者の方は所属所の共済事務担当課へ申し出て宿泊利用助成券の交付を受けてください。

4 年金決定後の取扱い

年金が決定され、本組合から年金証書と併せて「年金受給者等施設利用証」が送付された場合は、共済組合施設利用証は破棄してください。（年金受給者等施設利用証を施設へ提示することにより、同等のサービスを受けることができます。）